

第1回京都動物愛護憲章懇話会 会議録

日 時：平成26年6月19日（木）午後3時～午後4時45分

場 所：京都平安ホテル2階「白河の間」

出席者：＜京都動物愛護憲章懇話会委員＞

村田 英雄 （京都産業大学総合生命科学部教授）
森 尚志 （一般財団法人J-HANBS関西支部長）
清水 弘司 （公益社団法人京都府獣医師会会長）
岩田 法親 （公益社団法人京都市獣医師会前会長）
安積 初江 （ハーモニー顧問）
松岡 幸子 （特定非営利活動法人アンビシャス理事長）
西原 裕美 （公益社団法人日本愛玩動物協会京都府支部副支部長）
田中 真人 （精華町健康福祉環境部環境推進室長）
村井 正 （京都市保健協議会連合会会長）
吉田 正美 （京都府動物愛護管理推進計画検討委員会委員）
岡村 公子 （京都市地域女性連合会常任委員）
森岡 梅次 （京都市南区上鳥羽自治連合会会長）
内田 孝 （株式会社京都新聞社編集局総務）
宮本 英樹 （株式会社京都放送総務部長）
大橋 信之 （日本放送協会京都放送局放送部副部長）

（敬称略）

＜京都府＞

宮地 徹 健康福祉部副部長
森田 朗 健康福祉部生活衛生課長
佐藤 昭司 動物愛護管理センター所長
神村 孝 健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長

＜京都市＞

西田 哲郎 保健福祉局保健医療・介護担当局長
中谷 繁雄 保健福祉局保健衛生推進室生活衛生担当部長
岩田 常幸 家庭動物相談所長

藤川 創 保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長

太田 眞一 保健福祉局保健衛生推進室保健医療課健康危機対策担当課長

次 第：1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介及び会長あいさつ

4 内 容

(1)「京都動物愛護憲章（仮称）」の制定について

(2)「京都動物愛護憲章（仮称）」の形式・文言について

(3)「京都動物愛護憲章（仮称）」に盛り込む観点について

(4) その他

5 閉 会

1 開 会

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

それでは、定刻となりましたので、第1回京都動物愛護憲章懇話会を開催させていただきます。皆様方には大変御多忙中のところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。私、本日の司会を担当いたします京都府生活衛生課の神村です。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、京都府宮地徹健康福祉部副部長及び京都市西田哲郎保健福祉局保健医療・介護担当局長から御挨拶申し上げます。

宮地副部長、よろしくお願い致します。

2 あいさつ

【事務局（宮地京都府健康福祉部副部長）】

失礼いたします。京都府の健康福祉部副部長をしております宮地と申します。

本日は第1回京都動物愛護憲章懇話会を開催いたしましたところ、何かとお忙しい中、各委員におかれましては御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平

素は京都府政の、とりわけ動物愛護行政の推進に当たりまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、府市協調によります京都動物愛護センター、仮称でございますけれども、これにつきましては、現在、ドッグランをはじめとした附帯設備の工事のほうが進んでおりまして、来月には一定、完了を見るという予定になっておりますし、また、建物の方の工事につきましても、近く業者を決定して、いよいよ具体的な工事にかかってくるという運びになっているところでございますが、こうしたハード面での府市協調に加えまして、ソフト面でも府市協調を推進するために、現在、動物愛護週間の事業などにつきまして府市で一緒に取り組みを進めようとしているところでございまして、その一環といたしまして、この「京都動物愛護センター（仮称）」の設置を1つの契機といたしまして、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の具体的な姿を府民・市民の皆様にお示しし、様々な人々がそれぞれの立場から動物愛護の在り方について自ら考え、積極的に行動するための拠り所となる京都動物愛護憲章を今年度中に制定し、動物愛護のさらなる推進を図ることといたしました。

そこで、この憲章の制定に向けまして、本日を加えまして、大体4回程度、この懇話会を開催させていただきまして、幅広い委員の皆様方の御意見や御助言を賜り、すばらしい憲章ができますように取り組んでまいりますので、今後、忌憚のない御意見を賜ればとお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

次に、西田局長、よろしくお願いいたします。

【事務局（西田保健福祉局保健医療・介護担当局長）】

京都市の保健医療・介護担当局長の西田でございます。

本日は、お忙しい中、また、お暑い中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。また、日頃は、動物愛護はもとより、保健福祉行政、市政全般にわたりまして、多大なる御支援、御協力を賜っておりますことをこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

皆様御承知のとおり、動物は飼い主の心に潤い、癒しを与える人生のよき伴侶として、家族の一員として、共に暮らす社会を迎えているところでございます。しかし、一方で、虐待の問題や遺棄の問題、あるいは不適切な飼い方による近隣の苦情等、こういったこ

とも生じているところでございます。一口に動物愛護と申しましても、人の動物に対する理解度や価値観、それが様々であるということからそういった問題が生じているのかなど。これが社会的な合意の形成を難しくしている要因ではないかと考えております。

こうした中にありまして、行政だけの取組では限界があるというところを強く感じるところでございまして、動物を飼う人はもちろんのこと、動物愛護団体や獣医の方、動物を取扱う業の方など、動物に関わる全ての皆様、また、動物を飼われない人をはじめとする全ての人々が「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」という理念の実現に向けて、それぞれの立場から積極的な取り組みを進めていかなければならないと、このように考えております。

宮路副部長の御挨拶にございましたとおり、現在、府市協調で動物愛護センターの建設に向けての取組を進めております。今般、皆様に御意見をいただきながら、その根幹となる動物愛護憲章を策定してまいりたいと考えております。視点としては、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」ということでございます。様々な人がそれぞれの立場から動物愛護の在り方について自ら考え、よりよい社会へと積極的に行動していこうというものにしてまいりたいと考えております。

本懇話会の皆様は、府民、市民、有識者、動物愛護の実践・普及・啓発に関わる団体と、日頃から様々な立場から動物愛護の方に御参画いただいている皆様でございます。忌憚のない御意見をいただきまして、動物愛護の素晴らしい憲章を作ってまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

3 出席者紹介及び会長あいさつ

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

次に、本日御出席の委員の皆様及び府市職員の御紹介をさせていただきます。

京都産業大学総合生命科学部教授、村田英雄委員です。

【村田委員】

よろしく申し上げます。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

一般財団法人 J-HANBS 関西支部長、森尚志委員です。

【森委員】

よろしくお願ひします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

公益社団法人京都府獣医師会会長，清水弘司委員です。

【清水委員】

よろしくお願ひします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

公益社団法人京都市獣医師会前会長，岩田法親委員です。

【岩田委員】

よろしくお願ひします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

ハーモニー顧問，安積初江委員です。

【安積委員】

よろしくお願ひします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

公益社団法人日本愛玩動物協会京都府支部副支部長，西原裕美委員です。

【西原委員】

よろしくお願ひいたします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

精華町健康福祉環境部環境推進室長，田中真人委員です。

【田中委員】

田中でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

京都市保健協議会連合会会長，村井正委員です。

【村井委員】

村井でございます。よろしくお願ひします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

京都府動物愛護管理推進計画検討委員会委員，吉田正美委員です。

【吉田委員】

吉田です。よろしくお願ひします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

京都市地域女性連合会常任委員，岡村公子委員です。

【岡村委員】

岡村と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

京都市南区上鳥羽自治連合会会長，森岡梅次委員です。

【森岡委員】

森岡です。どうぞよろしく。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

株式会社京都新聞社編集局総務，内田孝委員です。

【内田委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

株式会社京都放送総務部長，宮本英樹委員です。

【宮本委員】

宮本でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

日本放送協会京都放送局放送部副部長，大橋信之委員です。

【大橋委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

本日は遅れての出席となりますけれども，紹介します。特定非営利活動法人アンビシヤス理事長，松岡幸子委員。また，本日は所用のため欠席されますけれども，近畿ケンネル協同組合代表理事，上村亨委員です。

次に，京都府及び京都市の職員を紹介します。

まず，京都府の職員を紹介します。

宮地健康福祉部副部長です。

【事務局（宮地京都府健康福祉部副部長）】

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

森田生活衛生課長です。

【事務局（森田京都府健康福祉部生活衛生課長）】

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

佐藤動物愛護管理センター長です。

【事務局（佐藤京都府動物愛護管理センター長）】

どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

次に、京都市の職員を紹介します。

西田保健医療・介護担当局長です。

【事務局（西田京都市保健福祉局保健医療・介護担当局長）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

中谷生活衛生担当部長です。

【事務局（中谷京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生担当部長）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

藤川保健医療課担当課長です。

【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

岩田家庭動物相談所長です。

【事務局（岩田京都市家庭動物相談所長）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

太田保健医療課担当課長です。

【事務局（太田京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課健康危機対策担当課長）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

改めまして、私、京都府生活衛生課担当課長の神村でございます。よろしくお願いいたします。

次に、司会進行を務めていただきます村田会長から一言御挨拶をいただきたいと思います。会長、よろしくお願ひします。

【村田会長】

皆さん、こんにちは。改めまして、本京都動物愛護憲章懇話会の会長というまた大役を仰せつかりました村田英雄と申します。京都産業大学の総合生命科学部というところで実は動物倫理とか福祉という講義を担当しております、その関係もあるのですが、今回、お仲間に加えていただいております。

先ほどから御紹介ありましたように、既に府市共同で「京都動物愛護センター(仮称)」というものがもう発足をして走り始めているという、その中で、設立のための準備懇話会のような形で、今日御出席の方もほとんどのメンバーが共通なのですが、横滑りというような形で、この愛護憲章の策定においても、たたき台を作るときのいろんなコメントを皆様にご覧いただくという形で御参集いただきました。その中で、本当に役不足なのですが、数回の会合を重ねまして、この憲章というものを具体化していくのにお役に立ちたいと思います。

聞くところによりますと、いろんな憲章が出ているということなのですが、日本のレベルにおきましては、動物愛護憲章というものを都道府県団体及び政令指定都市が出されるというのは今回、京都市が初めてとお聞きしております。現にそうだろうと思ひます。したがって、私たちのこの懇話会の中において、いろんな御意見が出るとは思ひますが、それが多分、日本においては一番走りということになって、後、ほかの団体もそれに倣って制定される動きが進むとは思ひます。ということなので、非常に私どもも、自分のこともそうなのですが、身が引き締まる思いということで、できるだけ円滑に、なおかつ効果的なものを作っていく、お役に立ちたいと思っております。

今後の予定につきましては、また後で御説明があるかと思ひますが、4回程度ということなので、今日お願ひしたいということは、とにかく、たたき台をつくるためにどんな意見を、正否両方あるかもしれませんが、いろんな角度から各委員の先生方に御意見を頂戴したいという趣旨でございます。

ということで、今後ともまたよろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

ありがとうございました。

それでは、以後の進行につきましては、村田会長にお願ひいたします。では、村田会

長，よろしく申し上げます。

【村田会長】

それでは，進行します。

まず，本日の配付資料につきまして，御説明をお願いいたします。

【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

それでは，事務局の方から本日の配付資料について御説明をさせていただきます。座ったまま失礼します。

クリップ留めの資料が，第1回京都動物愛護憲章懇話会の次第が一番先頭に来ているものと懇話会の委員名簿が一番先頭に来ているものと，2種類あるかと思えます。

次第を先頭にしたクリップ留めの資料から御説明をさせていただきます。まず，1枚目が第1回京都動物愛護憲章懇話会の次第でございます。1枚めくっていただいて，資料1「京都動物愛護憲章（仮称）」についてということで，両面のものが1枚あります。次に，資料2「京都動物愛護憲章（仮称）」の形式・文言について，これもA4の1枚ものです。次に，資料3として，「京都動物愛護憲章（仮称）」に盛り込む観点について，こちらもA4の1枚ものでございます。そして，最後に，憲章例についてということで，両面のものが3枚，6ページ分です。以上が1つ目のクリップ留めの資料でございます。

委員名簿を先頭にしたもう1つのクリップ留めの資料については，参考資料ということで配付をさせていただいています。最初の次第の資料の一番下に，参考配付資料ということで，①から⑪まで何の資料がついているかというものを記載させていただいています。これは本日の会議では直接使わないものかもしれませんが，関連する資料ということで，御用意をさせていただきました。

資料についての御説明は以上です。特に次第の後ろについていました資料等で補足とか落丁等があれば，お申し出ください。お願いします。

【村田会長】

ありがとうございました。

それでは，「京都動物愛護憲章（仮称）」の制定につきまして，経過や本懇話会の開催及び本日の会議の進め方について御説明をいただきます。よろしく申し上げます。

4 内 容

(1)「京都動物愛護憲章（仮称）」の制定について

【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

それでは、資料1を御覧ください。「京都動物愛護憲章（仮称）」についてでございます。

1番に、憲章の制定に向けた、経過を記載しております。

簡単に御説明させていただきますと、1つ目の丸が、現状として、動物は飼い主の心に潤いや癒しを与える人生のよき伴侶として、あるいは家族の一員として人とともに暮らす社会を迎えています。しかし、一方では、動物の虐待や遺棄、不適切な飼い方による近隣への迷惑行為など、動物の飼育等に関して様々な問題も発生をしております。最後の方の行になりますけれども、問題解決に向けての対策が難しく、社会的・地域的な合意が得られにくいことが重要な課題となっているとの説明をさせていただいています。

2つ目の丸でございます。京都府、京都市のそれぞれの取組の経過を記載しております。

次の3つ目の丸の2行目からですが、国において、動物愛護の機運の高まりを受け、平成17年に動物の愛護及び管理に関する法律が大幅に改正されました。そして、動物に関わる行政は、保護・管理といった考え方から、これに愛護の観点を加えられたものへと転換が図られました。

4つ目の丸でございます。動物愛護法の改正を受けて、京都府におきましては京都府動物愛護管理推進計画の策定がされ、また、京都市においても京都市動物愛護行動計画が策定されました。

5つ目の丸でございます。京都府及び京都市では各計画に基づいて、京都府民・京都市民の皆様や動物愛護に関わる団体等の御協力を得て、犬・猫の譲渡数の増加と殺処分数の減少に向けて一定の成果を上げてきたところでございます。

6つ目の丸でございます。平成24年8月、山田京都府知事及び門川京都市長の間で「京都動物愛護センター（仮称）」を府市共同で設置・運営することに合意して、現在、京都市の南区上鳥羽において、平成27年4月の開所に向けて準備を進めているところでございます。

7つ目の丸でございます。本憲章は、このような動物愛護機運の高まり、また、動物愛護憲章を制定すべきとの提言、動物愛護センターの共同設置・運営に係る府市協調の取り組み等を踏まえて京都府民・市民、事業者、動物愛護団体及び行政の協働により、

「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の具体的な姿を府民・市民が共有して、その実現に向けて行動するための原点、拠り所として制定するものでございます。

2番目に、京都動物愛護憲章（仮称）の位置付けでございますが、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の具体的な姿を示すとともに、それぞれの主体が動物愛護の在り方について自ら考えて積極的に行動するためのものとしております。

大きい3番目でございます。京都動物愛護憲章の懇話会についてでございます。趣旨としては、憲章の制定に向け、委員の皆様から御意見や御助言をいただき、憲章を策定していくものとしています。2つ目に構成でございます。府民、市民、有識者、動物愛護の実践、普及、啓発等に関わる団体から広くご参画を得て構成しております。3つ目でございます。会議としては、平成26年度において4回程度の開催を予定しております。

大きな4番目に、制定に向けたスケジュールを記載しております。平成26年6月、本日でございますが、第1回の懇話会、憲章が目指すまちのイメージ、憲章の形式・構成、盛り込むべきポイントについての御意見をいただきたいと考えております。7月に第2回懇話会を開催いたしまして、憲章の素案、たたき台となるものを御提案させていただきますので、またそれについての御意見をいただきたいと思っています。8月の第3回懇話会においては、パブリックコメントに向けた憲章の素案を固めていきたいと思っています。そして、9月、パブリックコメントを概ね1箇月間実施させていただいて、その間、動物愛護週間に合わせたシンポジウム等の開催も予定をしております。そして、11月、第4回懇話会で、パブリックコメントの結果等を反映させた憲章案の最終案を策定していきたいと考えております。そして、12月に憲章制定というようなスケジュールを予定しております。

資料1の説明については以上です。

本日の会議の進め方でございます。資料2を使いまして、憲章の形式・文言についての意見聴取をさせていただきます。また、資料3については、憲章に盛り込む観点を記載しておりますので、それについても御意見をいただきたいと考えております。重複しますが、7月の第2回の憲章懇話会では、皆様からいただいた御意見を基に憲章の素案を事務局で作成いたしまして、御提案させていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【村田会長】

ありがとうございました。

それでは、京都動物愛護憲章（仮称）の形式・文言について御意見をいただきたいと思えます。

まず、たたき台として先ほどの御説明がありましたけれど、資料2「京都動物愛護憲章（仮称）」の形式・文言について」が示されておりますので、行政からのたたき台の考え方の説明をお願いいたします。

（2）「京都動物愛護憲章（仮称）」の形式・文言について

【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

それでは、資料2の御説明させていただきます。その前に、皆様に憲章のイメージを持っていただくために、資料3の後に付いております「憲章例について」という参考資料を御覧ください。

1 ページ目の最初に、京都市の市民憲章を載せています。形式としては、前文に趣旨や目的が書かれたもの、その後に行動の根拠となるようなもの、決まり事、宣言みたいなものがあります。形としては、これが一番スタンダードなものと考えております。

その次に、「子どもを共に育む京都市民憲章」。こういったものもございます。これは平成19年の制定でございますが、子供たちの未来のためにどのような行動規範を持つて接していくかというような内容で憲章が作られています。

次の2 ページでございます。長岡京市の市民憲章。こちらは長岡京市のまちづくりに向けた行動規範として策定された憲章です。

その次に、「歩くまち・京都」憲章。京都で、クルマ中心社会よりも歩くことは健康やまちの環境にも望ましいということで、歩くことを推進していきましょうとの内容の憲章になっております。

次、3 ページには由良川憲章。こちらは由良川の保全と由良川流域の振興を図る憲章として制定されております。

4 ページは天橋立憲章。天橋立はとても美しいところで、地域の財産として次世代に引き継いでいくために、天橋立についての皆様の行動規範なり、そういったものを憲章として制定されています。

5 ページのほうが京都府受動喫煙防止憲章。こちらはまた少しスタイルも違うものかと思いますが、京都府全体で受動喫煙の防止対策を一層推進していくための憲章として、次の6 ページにもまたがって制定されたものになっております。

資料2にお戻りください。

資料2「京都動物愛護憲章（仮称）」の形式・文言について」ということで、事務局で一定まとめをさせていただいています。スタイルとしては、京都市市民憲章の形式を参考にした形になっております。

「京都市市民憲章」は昭和31年に制定されて、我が国の初の市民憲章と言われており、美しく易しい言葉を使用して、表現の簡潔さ・明瞭さから、誰もが理解できる。また、項目の抽象性が高いことから、憲章を見た市民が一人一人、それぞれの立場でまちをよくするために何をすべきか自由に発想したり、活動ができる、そういった包容力がある。内容や表現についても、特定の立場の人を排除したり、特定の立場の人にのみ義務を課したりしないような肯定的なものとなっており、制定から60年近くが経過した現在でも市民のまちづくりに関わる拠り所となる憲章として輝きを放っているといった評価をいただいています。

今回の動物愛護憲章につきましても、この京都市市民憲章のスタイルを参考にしてはどうかと考えて、資料2を作成しております。

まず、憲章の意義でございます。4点挙げております。

1点目は、理想を示すということです。人と動物の共生するまちの理想を示す。2つ目の意義として、理想を達成するために努めるべき目標を掲げる。そして、意義の3点目といたしまして、恒久的な普及・啓発活動、学習活動の拠り所となる。恒久的なということは、何十年たっても時代の変遷に影響されないような憲章であるべきと考えております。4点目に、動物への愛情、愛護活動への参加意欲を醸成する。これは動物に関心を持って動物愛護に関わっていくようにとの意義を込めています。

そして、その次の箱書きですが、憲章の形式・文言が果たすべき役割として、憲章を見た受け手がどのように感じるのがいいのか、求められるのか、そういったものを4点で挙げております。

1点目は、憲章を見て、よりよいものにしようと思う。2点目は、自分がよいと思うことをしようとする。3点目は、自分ができることは何か、自分ができることをしようとする。4点目は、みんなの想いが1つになる。こういったことを受け手に求めてまい

りたいと考えております。

一番下の枠囲みでございます。憲章の形式・文言の観点、それと留意点でございます。

①から⑥まで挙げております。

①が表現。覚えやすさや、また、言葉の美しさ、やさしさ、肯定性。義務的ではなくて肯定的なもの。②として、誰もが理解できる。簡潔さ、明瞭さ。これは子供から高齢者の方まで理解ができるようなものと。③に、誰もが共感できる。これは主語の使い方、また、京都人が共有するようなすぐれた気質や心がけ、そういったものを観点として入れられてはどうかと考えています。④に、人・動物・まちへの愛情が醸成される。これは気づきの観点、視点の提示でございます。⑤に、自発的な参加意識が醸成される。憲章の受け手に求める義務の程度です。押しつけにならないような控え目な言葉で参加意識を醸成できればいいのではないかと。⑥に、一人ひとりの自由で多様な創造や活動が担保される。文言の抽象性・包容力、そういったものによって、それぞれの立場で何をすべきかを自由に発想したり考えられるようになるのではないかとといったようなことで、観点・留意点としてまとめております。

資料2については以上でございます。

【村田会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明がありましたが、京都動物愛護憲章の形式・文言について今ご提示いただいた観点、あるいは自由な発想で結構ですので、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

録音の都合上、御発言の際はマイクを使ってお進めください。

御意見のある方はどなたからでも結構です。お願いいたします。よろしくどうぞ。

それでは、一応役割上、最初に私から口火を切らせていただきます。

先ほどから動物、動物と言われているんですけど、まず、人間様は1種類なんですけど、動物というのはいろんな役割に応じて分担があるということで、例えば、多分このイメージが一番そぐうと思いますが、愛玩動物、家庭動物で、犬及び猫というのが多分この主力になるかと思えます。それから、思いつくのは、御指摘あると思いますが、犬は当然、飼育義務があるということで、飼い主及び法律上ですけれども狂犬病の義務もあるのということで登録をされているのですが、町中を見ると、今度、猫ですね。いわゆるまち猫あるいは野良猫の存在というのがまずあるかと思えます。それから、この美しい

京都の中では鴨川というのがございますが、そのところに例えばいる。このごろ話を聞くんです。野生化した、あるいは野生の動物も多分動物に入るかと。それが多分市民に非常に身近な存在になるかと思えます。その辺りの動物というもののイメージを多分、市民の方々は言わなくても分かるかもしれないんですが、ある程度固定を、定義をしといたほうがいいのではないかと。

といいますのは、後で文言になるかとは思いますが、例えばそれをいろんな意味で産業動物あるいは動物実験のために供される犬、猫も含めての動物の扱いをどうするか。それから、いわゆる野生動物として、都市にはいないけれども、京都を取り巻く意味での環境の中の一員としての動物をどう取り扱うか、それが憲章の中にどう盛り込まれるか、あるいは盛り込まなくてもいいのかというようなことなんです、それをはっきりしといたほうがいいかなというのが私の意見です。よろしくお願ひします。

ということで、そういうふうな話で、何でも結構です。皆様のお立場、あるいは、それを超えて今までで思っておられること、あるいは体験されていることで動物に関するこういう提言があれば。今日は全くの自由な討議の場所なので、後でその内容を事務方でまとめていただいて、ある程度の形には作ります。私どもは今日は形をつくる必要はないということで、どんどん言っていただければと思います。それぞれのお立場でも結構ですし、市民として、あるいは府民として、あるいは、環境の一員としての人間という形で動物を見るという立場でも結構ですけれど。御発言がもしおありでしたらよろしくお願ひいたします。

【清水委員】

清水でございます。

村田会長さんが今、仰ったこと、私も電車の中で考えて、来たんですが、動物と言いましても確かに幅広く、同じ言葉で共通しないような部分があるんです、整合性が。例えば野生動物の問題も入ったり、さっき言われたように産業動物の問題、いわゆる食肉に関する動物まで適用されるということはまず不可能だとなると、やっぱりどれかの、頭にぱっと浮かびませんが、ペットかコンパニオンアニマルなのか、同一の言葉ですが愛玩動物とか、どこか縛りをしないと、どこまでのことを言っているかというのは、ちょっと電車の中で感じておりました。

それから、憲章という言葉ですが、条例だとか法律だとかいろいろありますけど、憲章というのはどういう意味を表しているかなという。掟だとか決まり事ということで、

どちらかといえば理想だとか目標を定めるような言葉ではないかと思しますので、それを頭に置いて、条例と合っているかどうかを考えながら決めていかないと。それと、あまり細かくやると、この憲章という意味合いが市民あるいは府民の皆さんに覚えられない。そういうことも考えながら、あまり複雑なものにはしないほうがいいのではないかとというような気はいたしました。

それと、児童憲章というのが昭和26年ごろに出来ているんですが、これが最初の頃の憲章と思いますが、子供に対することがいろいろ国民全体から委員が挙げられてできたのがあります。これは12項目あったかと思いますが、そういうようなのも参考にされるのも、愛玩動物に置きかえてされるのもいいじゃないかなと、こういうふうに感じていたところでございます。

以上でございます。

【大橋委員】

NHKの大橋でございます。

ちょっと質問を1つさせていただきたいんですが、この動物愛護憲章がどういう形で市民の方に届く使われ方をするのかというイメージがあるのかどうかということとをまずお聞きしたくて。例えばペットを飼う方に届くように、目に触れるように掲げられるようなものなのか、それとも、全市民に対してどこかに、よく目に触れるようなところに掲げるのか、そこらあたり、どのように実際憲章が市民の目に、府民の目に触れていくのかというイメージがあれば教えていただきたいですし、それも含めてこれからの検討だということでしたら、そういうことで考えてみたいと思うんですけども、どうなんでしょうか。

【村田会長】

私のイメージもあるんですけど、それは事務局のほうからの腹案も含めてなんですけど、多分お考えの時点のこともあると思うので、ちょっと答弁いただけますか。

【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

まだまだ検討段階でございます。できる限り動物愛護憲章はいろいろな場面で皆様に周知を図っていきたい、また、知っていただきたいとは思っています。今すぐ思い付きまするのは、まだ調整できたわけではないんですけど、例えば、府民だよりや市民新聞等での掲載、動物愛護週間にはシンポジウムの開催など憲章制定に向けたPRの効果があると考えております。また、来年の4月の動物愛護センターの開所式等に合わせて、憲

章を制定したことも大きく宣伝をしていきたいと思っております。それ以外については、今後の検討課題ということで考えていきたいと思っております。

【村田会長】

どうぞ。

【宮本委員】

KBS京都の宮本でございます。

例えば過去の例で、知っている範囲のものなのですが、京都市の市民憲章でしたら、京都市の市役所本館の階段を上ったところに大きく掲げられていますよね。あれもすごくいいことだと思うんです。それから、子どもを共に育む京都市民憲章につきましては、京都市のPTA連絡協議会の方々、役員の方々が小学校単位を離れてブロックごとに会合を開かれたり、あるいは全市でそういう会合を開かれるときには必ず、子どもを共に育む京都市民憲章のこの6つの項目について全員で唱和をされるんですね。この精神を必ず大事にしていきながらPTA活動をしていきたいと思いますというようなことを自主的にトップの方が提唱していらっしゃるって、すごく実践をしていらっしゃいますので、そういう点でいえば、この動物愛護憲章につきましても、そういう活用の仕方も1つあるのではないかなと思っております。

以上です。

【村田会長】

ありがとうございます。

先ほどのNHKの大橋委員からのご質問なので、私の考え方をちょっと申し上げますと、当然のことながら全国的には犬・猫の飼育率が多分30%ぐらいの世帯と言われていて、2,000万頭を超えると。これ、実は16歳までの日本人の人口より多いと、こういう現状になるわけです。でも、そういう意味では、3割はペットあるいはそれに非常に理解の深い方ということはあると思います。ただ、京都市は特に密集地帯なので、そういう条件で犬・猫が飼える方もいないということで、私も残念ながら飼っていないグループなんです。

そうすると、わんちゃんが散歩されているときに飼い主のマナー等で、多分そういうことはあんまりないんですけど、犬のドロップングがある場所も地域によってはあると。それは非常に我々動物に関する、あるいは関係する者にとってはマイナスイメージということになりますね。だから、その飼い主に対する啓蒙・普及。啓蒙というのはおか

しいですけど、お願いということと、動物と共生するということはどれだけ人間と大事なことかという意味では、動物を飼っておられないけれど、それが例えば愛玩動物に關すると癒しになるということは、すべての多分、市民あるいは府民に受け入れられていると思いますので、個人的に、その辺りの理解をいただくという形でこの憲章を進めるほうがいいのではないかと理解しております。

どうぞ。

【内田委員】

京都新聞社の内田と申します。憲章例を先ほどからちょっと拝見して思ったんですが、やはり今回の動物に關しても、京都という地名、地理的な特色を、せっかくなので、日本で初めてということもありますし、どこかで打ち出せるならそのほうがいいのではないかなと思いました。例えば、このたばこの憲章にしましても、読んでおりましたら、有数の観光地なので観光客の人に対して云々であるとか、京都府には多くの大学があるので若い人に云々といったくだりがありましたし、歩くまち・京都の分も、やっぱり悠久の歴史云々というところがあったと思います。ペットと悠久の歴史というふうな言い方、大層な言い方はできないにせよ、東京でも大阪でもなく、神戸でもなく、京都で打ち出すんだという意識、それがどこかにあれば、なおいいのではないかなと思いました。

【村田会長】

ありがとうございます。

今日は本当にブレインストーミングといえますか、何でも御発言をいただける日なので、よろしくをお願いします。

どうぞ。

【松岡委員】

盛り込む内容、私自身そんなに難しいことはわからないんですけど、必ずこういうことは入っているといいなというので、やはり動物を、一緒に暮らしている私たちは当たり前のことでも、苦手とか嫌いという人には絶対嫌なことってありますよね。そういう配慮を飼っている側がするというようなところの言葉が入ることと、今の時代、子供さんたちなんかはやはり動物でのアレルギーということが多いので、先ほどのたばこのことなんかでも周りの人への健康の配慮みたいなことがありましたし、そういうこともやはり少しどこかに入るか、そういうことがイメージできるようなことになっていければいいのかなと思います。

【村田会長】

どうぞ。

【森委員】

森です。

先ほどにありました質問の動物の対象というのは、実際にはどこを対象にしているのか、それを決めないと、いろんなことをしゃべらないといけないのですけれども、事務局としてはどうお考えなんでしょうか。

【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

基本的には、動物の対象も含めて委員の皆様の御意見をいただいて決めていきたいと考えています。事務局としては、愛玩動物に絞るというのでいいのではないかと思います。

【村田会長】

ありがとうございました。

一言付け加えさせていただくと、そうすると、やっぱり私どもとしては動物と言われてもなかなかそのイメージがですね。多分、都市部じゃない方の動物といわれると、野生動物あるいはシカ、イノシシというような形で、自分の田畑を暴れて荒らす動物というふうにはぱっととられるかもしれない。いわゆる野生動物、環境と野生の共存でしょうかというようなイメージになれるかと思うので、その辺りはやっぱりちょっと練っていただければありがたい。私どもも多分この内容から言うと、愛玩動物という形に絞られるかなど。あるいは、先ほど言いましたその派生した、普段私どもが見かける動物ということで、多分そういう意味では対象としては非常に限られるというか、全体の動物の範囲の中では限られるかなというイメージは持っております。

【森委員】

これは環境省の主導で野生鳥獣に関しての保護に関して、京都府の林野庁が獣医師会等々の指導に当たるんですけども、今までスズメとかハトとかカラスとかを拾えば、それを京都市内の場合は動物病院がそれを受けて治療をしてきたと。その治療に対して予算が下りていまして、それぞれの年間の件数を見ていくわけです。

ところが、実際には、ただ今、村田先生が仰ったように、シカとかイノシシが農作物の被害があるために、今後、京都府では有害鳥獣と指定されたものに対しては一切治療費は出さないと。農作物の被害がある反面、こちらで治療をしてそこに予算がついて、

京都市の動物園に全て野生鳥獣の保護センターをつくっておるわけですが、例えばこの動物愛護憲章ができたときに、犬、猫に限るとはどこかに書いてあれば別でしょうけど、なかなか書くのは難しいと思うんですけども。

今、現実的には予算が出ないために、動物病院で小学生が、道端でカラスが落ちていた、だから治療してよということに対して、京都府は、予算が出ないんで処分してくれと。ただ、私らが動物病院で子供と対面したときに、「これ、安楽死しないといけない」とか「その辺に放っておいてよ」ということは言えないわけで、その板挟みになっているのが現状なんです。

そこで、例えば、動物愛護憲章で動物を慈しんで大切にしましょうと出たときに、小学生が、「先生、ああ書いてあるよ」と。兵庫県ではその答えとして、「この野生動物はたまたま回り道をして来ただけやから安楽死をする」とはっきり言うというんですけど、それもどうかと思うんです。小学生に、道端に落ちている動物をわざわざ連れてくるということの行為に対して、「安楽死するよ」とか「有害鳥獣だから処分するよ」ということはなかなか言えないと。それは京都府が悪いというわけではなくて、予算上、かたや被害を起こして、そこで農作物の被害を起こすためにお金を使い、かたや農作物の被害を起こしているその本人の動物を処分すると。そのために、そこに予算が出ないというのは理屈ではわかるんですけども、なかなかその辺がですね。

今回この中で、どういう形の憲章の内容が出るかがわかりませんが、ちょっと気の付く子であれば、「こう書いてあるけどどうなの」という話になってきますと、「これは犬と猫だけですよ」というようなことで言えればいいんですけども、その辺はちょっと気をつけないと、なかなか難しいと思うんです。

それは実験動物でもそうですよね。今、実験動物なんかは動物愛護ということがかなり強く言われますので、その辺、今後、重要じゃないかなと考えるんですけど。

【村田会長】

ありがとうございました。

そういう意味で動物をどういうふうに定義してこの憲章で持っていられるかというのは非常に難しいですけど、よく練らないといけないかなと私どもも思いますし、もちろん我々のブレインストーミングというか、いっぱい意見を出し合ってそれで方向性は出るものとは思いますが。事務局のほうもそのたたき台等のほうでちょっと練っていたらあればありがたいと思います。

他に、何でも結構なんです。

【岩田委員】

岩田でございます。

今に関連した話になるかと思いますが、あくまでもこの憲章というのは、今の憲章例を見せていただきまして、京都市市民憲章ですか、昭和31年制定と。これなんか見せていただきまして、今、各論的なお話もたくさん出てきたわけなんですけど、その犬、猫に限定する、動物という広い枠で物事を捉えるというところ、この憲章ですから、あくまでも我々府民・市民がいわゆるよりよい環境づくりをしていこうというのが究極的な憲章の目的であろうかと思っておりますのでね。

今、各委員から出ました、害獣指定された野生鳥獣をどうするか。それを処分するというのは動物愛護に反するのではないかと、いろんな考え方はあろうかと思っておりますけれども、やはりよりよい環境をつくるということは、そういう野生鳥獣も我々の生活圏を被害を出さないようにする、我々もそこに立ち入らないようにするいわゆる理想的な考え方はいろいろあろうかと思うんですね。だから、憲章の中にも、あくまでも憲章でするので、そういうことも踏まえた内容にすべきではないかなと思うんですね。

例えば、京都府全般を捉えてみると、動物といえば、確かに害獣指定をされた野生鳥獣もいるでしょうし、そうじゃない、ツバメのような皆さんが歓迎したい動物もいるだろうし、かたや産業動物、牛とか豚とか、こういう動物もいるでしょうし。だから、そういう動物の憲章ということになりますと、おそらく私は広い意味で動物愛護という観点から考えると、当然、御指摘のあったような害獣もいれば、そういう産業動物もいる。そういうものの全てを、やはり動物愛護の観点から互いの域を超えないような内容に持っていく憲章が理想論かもしれませんが、あくまでも憲章というのは理想論だろうと思っておりますので、おそらく何かを排除する、何かを入れるということよりも、全体を見渡した上で理想的な憲章内容にしていくということがいいのではないかなと。ここで害獣をダメだと言ってみたり、犬、猫だけにするとしてみれば、ちょっと憲章という枠を設定するのにあまりにも限局的過ぎて、憲章という名をつけるにはふさわしくないかなという気もしますので。

だから、もう少し、その憲章の中で、今、害獣は云々という話もありますし、保護する動物という云々もありますから、そういうことも憲章の中に両方、例えばアライグマのようにそういった特定外来指定動物で処分をしなきゃいけないという動物がありま

すね。じゃ、そういう指定動物を処分しなければ環境保全ができないんだということが分かり切っていることなので、それは憲章にうたってもいいと思うんですね。そこを理解いただかないと憲章の意味もないと思いますから。だから、もう少し広い意味を持たせた憲章を検討していったらどうかなと私は思います。

【村田会長】

ありがとうございます。

非常にそういう意味では前向きの建設的な御提言だと思います。ここは多分かなりの労力を投じて、動物とはという形で文言を固めていかないといけない場所かなという、こちら側の委員の先生方の思いというのは御理解いただけたと思います。よろしく願います。

どうぞ。

【森岡委員】

この憲章というのは、上鳥羽の動物愛護センターができるため、こういう文言をつくるのか、それとも、京都市、京都府全体でつくのか。それがはっきり私としては飲めないで、この1年後にできることを目標としてこういうことをやるのか、その辺りを事務局に聞きたいです。

【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

最初の資料1で御説明をさせていただいたのですが、ちょっと長くなって分かりにくかったと思います。資料1で事務局から申し上げたかったのは、現状、動物というものは良き伴侶であったり家族の一員であったりというふうな認識が社会に出てきたと。国も平成17年には動物愛護法を改正して、愛護という観点が入ってきたこと。ですので、現状としては動物愛護に対する機運というものが高まってきている。加えて、京都府と京都市においては来年の4月に府市協調でセンターを設置します。だから、それを契機にして、この機運の高まった動物愛護というものについて、府民、市民それぞれが自分の立場で動物愛護にどのように関わってどのような行動をしたらいいのかというものを考えていけるような憲章を制定したいと考えております。

【森岡委員】

どうもありがとうございました。

【村田会長】

ありがとうございました。

まだ出るかとは思いますが、一応、進行の都合上、次の観点について御説明をいただきたいところがございます。今日の御意見に関しましては、とりあえず何でもということなので、これを受けて事務局で整理されて、それでたたき台をつくられるというふうな、また後で取りまとめられて、次回示していただくという、またそれを討議の対象にしていきたいと思っております。

次ですが、それについても御意見を伺っていきたいと思っております。次の項目については、資料3のほうで府市からたたき台が示されているので、まずはその内容について御説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(3)「京都動物愛護憲章（仮称）」に盛り込む観点について

【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

それでは、資料3を御覧ください。「京都動物愛護憲章（仮称）」に盛り込む観点についてということで、事務局案を提案させていただきます。

1番目の枠が、人と動物が共生するまちの理想像。こういったものを理想像として掲げればいいのかということで、5点記載しています。

1つ目が、人と動物の共生による潤いある豊かな社会の創造。2つ目が、お互いに迷惑をかけない思いやり。そして、3点目が、動物のことがよく理解されること。4点目が、動物が温かく受け入れられること。5点目が一人ひとりが積極的に考えて行動できること。こういったものを理想像として考えています。

下の2番目の、理想を達成するため努めるべき目標ということで、大きな枠囲みの中にいろいろなキーワードを抽出しております。これについては、動物の愛護及び管理に関する法律、また、京都府の動物の飼養管理と愛護に関する条例、それと、京都府の動物愛護管理推進計画、京都市の動物愛護行動計画、また、環境省の指針、そういったものからキーワードとなるものを事務局でピックアップしております。①から⑦までそれぞれの主体別に、観点やキーワードを並べた記載の仕方をしております。

まず、①は、動物を飼う人からの観点ということで、ア、動物の健康・安全の保持、加害や生活環境保全上の支障の防止、他人への迷惑の防止、また、逸走防止。イとして、終生飼養の観点。ウとして、繁殖を制限する観点。エとして、所有者等の明示をするという措置。そういった観点を挙げております。

②に、動物愛護団体または獣医師さんの団体、その他の普及啓発団体の観点ということで、ア、動物愛護機運の醸成に対する寄与。イとして、行政等との連携、また協力による社会の牽引。こういったキーワードを挙げております。

③に、動物の取扱業者の観点からでございます。アとして、購入者への適切な説明、適正飼養や保管等のこと。イとして、第1種、第2種の動物取り扱い業者に係る各種規制。ウとして、所有者等への責任の浸透、終生飼育支援。エとして、所有者等が模範的に示せるもの。オとして、動物愛護機運の醸成に対する寄与。このエとオについては、法律には載っていませんが、京都市の計画からキーワードとして抽出しております。

4番目に、行政からの観点ということで、アからカまで挙げております。アとして、愛護意識の普及啓発、また愛護教育。イとして、動物の健康・安全の保持、人への迷惑防止措置、感染症の対策。ウとして、殺処分的大幅な減少、苦痛を与えない処分。エとして、犬猫の引取り。オとして、繁殖制限指導や助言。カとして、人材育成、これはボランティア育成の観点から挙げています。

5番目に、教育・試験研究機関等ということで、科学上の利用に供する場合の制限。これは愛玩動物以外の観点ということで挙げております、

6番目に、マスコミ等ということで、普遍的・客観的で、わかりやすく理解されやすい情報発信。これは環境省の指針からピックアップしております。

7番目に、動物を飼わない人をはじめ、全ての人としての主体から、アとして、動物の命の尊厳を守る。イとして、動物の適切な管理への協力（恣意的な餌やりの防止等）ですね。ウとして、身近な動物飼養者・取り扱い業者への関心、こういったものをキーワードとして挙げました。

これ以外にも、キーワードとして挙げればいい観点や、また、優先されるべき、あるいは、優先されないのではないかとすべき観点等、委員の皆様のお立場から御意見を伺いたいと考えております。

以上でございます。

【村田会長】

ありがとうございました。

今後の憲章の具体化をする上でのキーワードということで、もちろん、これの付け加えや重複するところ、あるいは不適當と思われるところと判断された場合の削除というのは十分あり得るということで、こういう項目を出していただいたと思います。今日は、

これのどれがいいかどうかということではなくて、とにかく満遍なくいろんな部門から、こういう部門もあったほうがいいのではないかとか、あるいは、これについては後で問題を与えるようなことにならないか云々というような自由な御意見をいただきたいと思っています。

よろしいですか。何か。

どうぞ。

【清水委員】

清水でございます。

今のこの憲章から考えますと、実験動物は各大学で結構つくっているんですよ。実験動物憲章だとか、かなり膨大なものをつくっておられまして、ここまで入るとかなり広いんじゃないかなと何を訴えるのか。まず、動物愛護憲章というものをつくるには、どこをターゲットにして何をどうするのか。やはり皆さん、一般的なペットだろうと思うんです。ですから、もうちょっと私は絞り込んで、簡単に言えば、犬・猫のペット憲章京都とかいう形でやるとか。そういうふうにしないと、この研究とかいうとこまで含まれていくと、ちょっと難しいんじゃないかなという気がいたします。

それから、行政面のことも殺処分のことまで書いてありますけども、どうでしょうか。そこまで挙げるのか。皆さんに配るものとして、どこに目標を持っていくのか、全て包含した決め事をつくるという形をするのか。ターゲットがちょっとわかりにくい気がします。

【村田会長】

ありがとうございました。

自由に今日は発言していただいて構いませんので、ネガティブな意見でも、今のようなコメントでも結構ですし、どんどんいただければと思います。今日でどういうふうな方向性をというわけではない。それをいい方向に向かって積み上げるための過程です。

では、私からも、清水先生と同じ観点でちょっと一言発言をさせていただきますと、確かに教育・試験研究機関は、実は私どもということになるかとは思いますが、御指摘のように、憲章に入るかどうかは分かりません。実験動物を使うところでは、各施設で、その倫理規程というのをつくっております。ただ、その目的にもよると思うんですが、多分、京都市・府さんがうたわれるのは犬猫の使用というふうには、例えばですけど私の見方として、犬及び猫のような普段の我々が接している愛玩動物が、こういう目

的で使われることへの一般市民の拒否感ということがあるかと思います。それについての認識がこの中に盛り込まれているのかなど。

実は、一般的には犬猫の使用というのは、私どもの知っている限りでは日本では数百頭ぐらいなんですね。正確には分からないんですけど、40万匹とか言われる、膨大な数が医学、生物学、医学の発展のために使われているのが実験動物なんですけれど、我々の目につかないマウス、ラットというか、ネズミ類、それから、愛玩動物であるかもしれませぬけれどウサギ類なのですが、犬、猫は、現在のところと言ったら語弊はありますけども、ほとんど使われなくなってきていると。

それから、これももう皆さん御承知なんですけど、実はそうは言えども、私も獣医出身なんですけど、実習等のときには犬及び猫を使わざるを得ないという形で、それはかつてのんですけど、いわゆるペットの指導センターのようなところから頂戴をしてきたということはあるのですが、それは規制により、今は、そのことはないという我々は認識はしているんですね。もちろん専用に繁殖されたビーグル犬等々で、ちゃんと実験的に成果が出るような形で遺伝子的にコントロールされたというふうな犬・猫はおりますが、私どもの認識では、一般の例えば家庭からの出身の犬・猫をそういう実験動物で使うということはまず今はあり得ないという状況にはなっていると。

その辺りの啓蒙がちょっと不十分かなと思うので、依然としてやっぱり一般の市民の方々は、例えば、犬、猫が引き取られたものがどこかでまた利用されているというイメージがすごくあると。だから、そういう意味で払拭するためには何らかの文言は必要なのかなと思うのですが。ちょっとあえてそれ以上に踏み込むかどうかというのについては疑問があるというところです。

他に何かご指摘とか、あるいはコメントはございますでしょうか。

では、また続けて。これはいわゆる動物愛護法の中の文言をかなり参考にされてピックアップされているということだと思うのですが。その場合、多分、法律等との整合性を結構きちんと図らないといけないのではないかと。法律以上の踏み込んだ表現はもちろんできませんが、あまり微に入り細に入りというところは、多分これで論議する時、キーワードとして非常に重要かと思いますが、それほどとにかく必要ではないと。取捨選択ではかなり捨てられるところはあるのではないかと思います。多分、岩田先生が言われたかもしれませんが、ぼかした表現という形、誰でも理解できるという文言には最終的に調整するべきだということはあると思います。骨子としては、多分、動物愛護法

だろうと思いますが。

他にございますでしょうか。何でも結構です。特に動物を飼わない側の、皆さん動物に造詣の深い方々ばかりなので、そのお気持ちがなかなかというところがあると思うんですが、あえてその立場を、自分が動物を飼っていないという側から見た視点で置きかえていただくと、こういう文言が入ったほうがいいのかというような御提案はございませんでしょうか。

どうぞ。

【森岡委員】

上鳥羽は鴨川から桂川まで3つの河川敷があるんで、苦情が来るのはやっぱり飼っている人のマナーに関してが多いです。犬のふんでいつも困っていますというのは、自治会へ月に2回か3回は来ます。そういう文言を使うのであれば、そういうふうな、きちっとしてもらい、そういうことがないような飼い方の文言をつくってほしいなというのが地元の意見、飼っていない人の意見です。ほんとうに多いんです。堤防を散歩しに行っても、それが多くて困っているということで、もう地元では、今大変なことが起きています。皆、車で市内から来て、そうやって堤防を歩かせる。地元の人はそのことをしないとっています。そういう散歩ををしないように、きちっとしてもらい文言を作してほしいなというのを、皆さんに分かってほしいなと思います。

【村田会長】

ありがとうございます。

そうですね。そのとおりですね。キーワードがそういう意味では確かに。これ、法律からキーワードを取っておられるので、そういう意味での観点はぜひ入れていただきたいという御指摘です。そのとおりですね。

【森岡委員】

保健所にも1回、こういうことがあるというのを、堤防や公園へ行ってもらったらよく分かります。上鳥羽に公園が17あるんです。10,000平米の公園が5つあるんですよ。夜、皆、そこの公園の縁へ止めておいて、放して帰らるということが多い。非常に迷惑がかかっていることを今日言ってほしいという意見があったんで、話させてもらいました。

【村田会長】

その他の観点、例えば京都市でも特に寺社仏閣で問題になっているとかいう問題なの

で、野生動物等との関わり。それは本来は見守ってやるべきというのが共存共栄の姿勢だろうと思うんですが、そうでもない事態がこの頃あると。それにどういうふうに対応をしていくかというようなことがやっぱり多少盛り込まれたほうがいいかなと。

その時に、資料3の場合なんですけど、1番の項目の人と動物が共生するまちの理想像。まちですから、ある程度人口密集地あるいは拠点の府下のまちというようなのが中心ということにイメージとしては受け取れるんですが、そうすると、動物が温かく受け入れられるというのとですね。動物が理解されるというのは、非常にこれ、文言としてはよろしいかと思えます。野生動物のその環境での役割とか、それから、それとの人間との経緯ですね。衝突等もやっぱり生じるという意味で、どういうふうに扱われるかと。そのときには、野生動物は彼らは彼らの生存権があるということで、それをどうやって人間と調整し合うかということも、今の自然保護あるいは環境保全という形で何か観点があればなという気はします。また元へ戻るんですが、動物は何をとという観点になると、ちょっと広がってしまうのですが、どうしてもその辺りは文言として憲章として入れる場合にはちょっと触れざるを得ない場所かなと思うんです。

他にございますでしょうか。

どうぞ。

【岩田委員】

今、会長のお話にありました野生動物。動物は温かく受け入れられる。これは野生動物も含まれるのか、もしくは外来指定を受けた動物も含まれるのかなという意味なのかなと受け取ったんですが。

基本的には、日本に古来よりいる、例えばアライグマの話をしますと、アライグマが多くなってきて、本来日本にはいるはずのホンダヌキの生息域が侵されてしまっているとか、いろんな問題が言われております。だから、あくまでもこれは本来日本にいたべき動物はおそらく受け入れられて然りだと思えますし、外来生物法で指定をされて、本来、日本で野生化してはいけない動物、これはなぜ野生化したかというのは、アライグマは決して悪いわけじゃなくて、これはペットとして飼われたアライグマが飼い切れなくて放されて、結局、全国で繁殖をしているというのが現状でしてね。

だから、本来はこの動物愛護というのは、そういう生物、そこで指定しなければいけないような動物をたくさんの繁殖が行われないように、その前に食い止めるのが動物愛護のやらなければいけないことの1つだろうとは思いますが、だから、今後もあり得

るわけですね。アライグマとかヌートリアだけに限らず、まだほかの動物。魚類は特にそうですね。そういう古来から日本にいない動物が持ち込まれて異常に繁殖して、本来日本に生息している動物の領域を侵してしまうということが起こり得るわけなので、それはいろんな被害にも通じてくるわけなので。

だから、あくまでも動物愛護憲章となりますと、そういう動物を受け入れる内容であってはいけないのかなというふうに意味合いを市民や府民の方が理解されるような内容ではいけないのかなと思いますので、この2番の理想を達成するための努めるべき目標という中には、そういうことが理解いただけるような文言も必要なのかなとは思っています。だから、本来そういう動物はいけないんだということも正々堂々と私は伝えていいんだと思うんですけどね。そうしないと、結果的には、この④の行政の中で殺処分的大幅な減少なんていうことがうたってありますけれども、本来処分はゼロであるべきなわけなので、結局減少ということは少しはするんだろうということになりますから。だから、その少しはどうしてもせざるを得なくてするというのも理解をいただかなければいけないという部分では、この憲章の中に、そういうことも皆さんに理解いただけるようなことも踏まえた上で議論をしていかなければいけないのではないかなとは思っています。

動物愛護というのは、何も動物を生かすだけが目的ではなくて、どうしても処分をしないでいけないシーンは出てきますので、これも動物愛護事業の一環だろう、今はそうしていくしかないだろうと思うんですね。近い将来、これは絶対ゼロにしなきゃいけないだろうと思いますし、今の外来種、特にアライグマなんていうのは非常に神社仏閣、民家に被害を加えるということもありますけれども、感染症の媒体、ベクターになる可能性だって絶対ないとは言えませんし。だから、そういうものがあってはいけないんですね、本来は。だから、それはあくまでも理想かもしれない、ゼロには絶対ならないかもしれないけども、あくまでもゼロにするということを理想に掲げてこういう議論をしていかなければいけないだろうとは私は思いますが。

【村田会長】

どうぞ。

【松岡委員】

岩田先生がおっしゃった動物を温かく受け入れるというこの言葉で、今の受け入れるというので、こうかなというのは、先ほど森岡会長さんが言われたみたいに、やっぱり

マナーの悪い人たちがいっぱいいて、その動物も受け入れられるかどうかということですよ。だから、この動物を温かく受け入れるという言葉だけでも、私は森岡会長が言っておられた、飼い主側もすごくいろんなマナーを気をつけないと受け入れてもらえないから、そういうことを気をつけないといけないということですし、岩田先生はそういう観点からということになるので、その1つの言葉でも、みんなが分かりやすく憲章でいっても、本当に取り方によって変わってきますよね。そしたら、そのバックボーンを入れられた言葉というのは本当に難しいんだなと。意見というか、難しいんだなとつくづく思いました。

【村田会長】

それでも十分結構です。これは要注意という意味での難しいという御指摘だと思います。文言は、後でシェイプアップする必要があると。温かく、例えば今の一例で出ましたけど、それをどういうふうに扱うかという。人によって違ってもいいのかもしれないんですけど、先ほどの法律に引っかかるというか、抵触するような話で温かく全ての動物を受け入れようという形にとられると非常に困るなということがあるので、その辺りも大変だとは存じますが、我々も勉強しなければいけないんですが、周辺の法律との整合性というのちょっとチェックが必要かなということですね。

他に、何でも結構です。今の観点でもなくて、他の項目等について御発言いただければと思います。何でも思い立ったことはということで、これはどうなのとか、これについてはちょっとどういう観点で見たほうがいいですかという御質問でも結構ですが。

どうぞ。

【岩田委員】

1点だけちょっと補足をさせてください。今の話、温かく迎えられ、受け入れられるというのは、こういう文言がここにうたっている以上は、今、会長が仰ったような法律問題云々、こういうのは全てクリアした上で温かく迎えると私は理解をしております。だから、今、何でも動物であれば全ての動物を受け入れるということではなくて、あくまでもそういう、今、森岡委員が仰ったような迷惑な飼い主さんも受け入れましょう、特定外来生物法で指定された動物も受け入れましょう、神社仏閣に危害を加える動物も受け入れましょうということをここは言っているのではないということを、やっぱりこの懇話会ですから、この辺は全て理解したうえでの議論だろうと思いますので。だから、そこを、ここの委員会では分かっているけど、それをどう一般の府民・市民の方に理解し

ていただくかということのほうが、ずっと議論を深めていく重要な観点ではないかなとは私は思いますが、いかがでしょうか。

【村田会長】

他に追加の、あるいは別の観点からの御意見をお待ちします。いかがでしょうか。今日の段階で多く出していただければいただくほど後の作業が楽になります。何でも、思いついたことも。

どうぞ。

【吉田委員】

基本的なことなんですけれども、憲章を誰に向かって発信するのか。それこそ一般市民・府民を対象にするというのか。先ほども意見が出ていましたが、あと、憲章の活用もなんですけれどもね。センターにこの憲章を書いたようなものをつくるという、憲章板ですか、そういうものなどを作っていくということまで考えたこのキーワードがたくさん与えられていますね。先ほど会長さんが仰ったように教育関係、実験用は倫理規程が別途あるということとか、動物取扱いの業者さん、そういう方たちに対しても、法律で定められているので、そこまで全ての人を対象にした憲章にするのか。最初に言いましたように一般府民の飼っている人、飼っていない人に対して発信していくものであれば、もっと簡略化、項目を減らしたほうが馴染んでもらえるんじゃないのかなと思います。

【村田会長】

ありがとうございました。

実は私、学校で動物倫理学というのをやっている建前で、動物とはという定義を授業の初めにしているんですけれど。日本人の考える動物というのは、いわゆる里山思想というふうに、本当かどうかはあれなんですけど、自分がある程度の範囲で自分を中心にして、山の例えば稜線のこちら側から自分が目の届く範囲の、あるいは自分が行ける範囲にいる動物という感覚なんです。ですから、そういう意味では、それは多分、私も含めてなんですけど、一般の方々の感覚ですね。その中には、生きとし生ける動物が入るとするのが日本人の動物観だとよく講義しているんです。

実際にはその中に見えないところで、先ほども言いますが、実験用の動物、それから、我々の食料の糧になってくれる産業動物もいるのですが、それは多分、昔の感覚では、農家に飼われていて、我々と一緒に暮らしていた、野畑を耕してくれる牛とか馬という感覚です。ほとんどの日本人の人がと断言していいんです。それが肉になり、

それから革になり、そういう意味で搾取とは言いませんけども、我々のために身を挺して、自分の体を犠牲にして、我々のためになってくれる家畜の今の形態は入っていないと。それが多分、動物と言われる一般的なイメージだろうと認識しているんですよね。それは御異論があるかとは思いますが。

そうしますと、例えば自分がいる家の傍の川にちょこちょこっと出てくるコイとか、それから、虫も全部動物ですね、そういう感覚でいうと。空を飛んでいる鳥もそうだし、それがカラスであろうがツバメであろうが、それはみんな日本の感覚では箱庭なんですけど、それが動物観だと言われているので、学生にはそういうふうに教えていると。

それが実は世界の潮流で見る動物とは違う感覚なんですね。ですから、いつも摩擦起こすというかね。話は飛ぶんですけど、クジラをどう見るかということも全然考え方が違うのは、折り合わないという結論になるんですけど、そういう意味で動物観が全然違う。ですから、多分、日本人に一番自然な動物観でやっていってもいいと。

その場合に、例えばですけど、でも、害獣というふうに指定されるんですけど、その感覚でいうと、シカもイノシシも、それからアライグマも、全部自分たちの仲間という動物観になってしまうんですね、それは自然なんですけど。その動物たちが、生きとし生けるものが、ですから我々と同じように長生きをして、それで子供をつくってまた次の世代に引き継いでもらえばいいというのが古来からの動物に対する日本人の倫理観というふうに、ちょっとですけど御紹介をします。

【宮本委員】

その点で、よろしいでしょうか。KBS京都の宮本と申します。

京都市民憲章ですとか、子どもを共に育む京都市民憲章ですとか、そういう憲章というのはかなりきれいな内容で収めてしまえる部分があるんですが、今、私たちが議論をしています、この動物愛護憲章というのは、そういうきれいごとで済まされない部分というものも引きずりながら作らないといけない憲章だということを、皆さんの御意見をお伺いしていて特に強く感じたんですね。その点で言えば、あくまでもこの憲章の対象になるのは身近な愛すべき動物であるという上で、憲章の文章を作っていったらいいと思うんですけども。どの憲章にも前文が必ずありまして、その前文の中に、例えば産業動物であったり、家畜、それから私たちの日常生活に被害を及ぼすような動物については、従来の向き合い方というものを尊重しつつ、それから各種法律というものも遵守しつつ動物と向き合っていかなければならないという文章を一言入れるというのは、1

つ方法としてはあるのかなと。そうすることによって、今議論されているものが1つクリアできる可能性が出てくるのかなという感じは、皆さんの御意見をお伺いして思いました。

以上です。

【村田会長】

ありがとうございます。

これからどうしようかという意味では指針になる、非常にありがたい御意見だと私も思います。

他に、もしお気づきの点がありましたら、どうぞどンドン御意見をお寄せください。

どうぞ。

【安積委員】

安積と申します。

今の宮本委員さんの意見と同じで、動物全般をひっくるめて憲章を作るとなると、すごく大変な作業になると思うので、やっぱり身近な家庭動物、愛玩動物を主にしたものにした方が作りやすいし、みんなにも発信しやすいのではないかと思います。

以上です。

【西原委員】

先ほどのことですが、逆に産業動物とかも交えて動物愛護憲章をつくるという意図が必要なのか、それか、それこそ動物愛護センターという形ができるので、それに合わせて、まず家庭動物というか、愛玩動物をターゲットとして憲章を作っていくのかによって、すごく今後の憲章の動きが変わってくると思うんですね。それについて、7つ全部を入れないといけないという理由があるのかなということについて、ちょっと疑問に思ったんですけれども。

【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

資料3のキーワードについては、全てを含むということで挙げさせていただいたわけではございません。委員の皆様がどのキーワードを優先すべきか、どれを選ぶべきかとか、そういったたたき台として考えていただく資料として挙げていますので、まず、これ全てを盛り込むと大変なものになるかなというのは事務局も思っております。ですので、最初に形式で御説明させていただいたように、憲章はできる限り、簡潔なほうが覚えやすいし親しみやすいという思いは持っていますので、より一層このキーワードとい

うのはもっと絞り込む必要があると思っております。

もう1点、先ほど経過の中でも御説明させていただいたみたいに、そもそもこの憲章を制定しようというのは、現在の動物愛護の機運が盛り上がってきたということと、センターを府市協調で設置するのを契機にという部分がありますので、そういった観点で対象の動物を考えていただいてもいいのかなとは思っています。

【村田会長】

一応の指針を、今後の指針を含めてですけども、事務局側の見解をいただきました。いずれにしても、多分、今日委員の方々には自由に意見をという会合なので、今日出てきた内容を整理していただいて、今度2回目にさらに府市で取りまとめたたたき台というのをまた提示していただけると聞いておりますので、またその辺りについては、それが出てきた段階で討議の対象に十分なりますので、御意見をいただければと思います。

もし他に、まだお時間はあるようなのですが、御意見の追加はありますか。

それでは、珍しく予定がどんどん早いのですが、多分2つの観点でそれぞれ御意見をいただいていると思いますが、それぞれの場所で御意見が出てきたように思いますので、それを踏まえて事務局のほうでたたき台をつくっていただければと思います。

次回ですが、それをまた提示していただければということで、その辺りの今後の予定については、最後になりますが、ちょっとお知らせをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

5 閉 会

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

村田会長、進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御議論いただきまして、ありがとうございました。

第2回懇話会についてですけれども、7月14日月曜日午後2時から京都ガーデンパレスで開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それと、第3回懇話会について、8月7日木曜日午後2時から、場所については未定ですけれども、開催することとしておりますので、スケジュールに入れておいていただければ、ありがたいです。

次回の懇話会の内容は、本日いただいた意見を基に府市で協議し、憲章の素案をお示

しして、御意見をいただきたいと考えております。

それでは、時間はまだありますけれども、以上をもちまして、第1回京都動物愛護憲章懇話会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(終了 午後4時45分)